

国保税と後期高齢者医療保険料の通知書

7月中旬に郵送します



75歳未満の方

問い合わせは
 国保税の納税通知書については
 国民健康保険課 ☎027-898-6250
 後期高齢者医療保険料の納入通知書については
 同課 ☎027-898-5955

国保税の納税通知書

国民健康保険税（国保税）の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していても家族の誰かが加入している場合、納税通知書は世帯主あてに送ります。

■ 税率と金額

税率などは下表のとおりです。

■ 国保税の軽減制度

昨年の所得が一定金額以下の場合、国保税が軽減される制度があります。詳しくは納税通知書をご覧ください。なお、所得税や住民税が未申告の場合

は軽減の対象となりません。必ず申告してください。

昨年3月31日以降に、リストラや倒産などで失業し、その後、社会保険などに加入していない65歳未満の人が雇用保険を受給する場合は、給与所得を減額して計算します。ハローワークで発行する雇用保険受給資格者証、印鑑、国保の保険証を用意して申請してください。

■ 国保税の減免

次のようなときには国保税が減免

される場合があります。

①災害やリストラなど特別の事情で所得が2分の1以下になり、国保税が納められない②社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し65

歳以上の被扶養者が国保に加入した。減免を受けるには申請が必要です。

①は納期限の7日前までに、②は事由が発生したらすぐに申請してください。



75歳以上の方

後期高齢者医療保険料の納入通知書

後期高齢者医療保険料の納付義務者は、75歳以上の人と一定の障害があり認定を受けた65歳から74歳までの人です。

■ 保険料の内容

保険料は、所得に応じて決まる所得割（総所得金額などから33万円を控除した額の8・60割）と加入者一人当たりにかかる均等割（4万3,600円）の合計です。賦課限度額は57万円。年度途中で加入した場合には、月割で計算します。

■ 保険料の軽減制度と減免

所得が基準を下回る世帯の人は、保険料が軽減されます。

また、後期高齢者医療保険に加入する直前まで協会けんぽなどに加入し保険料を自分で払っていなかった人（被用者保険の被扶養者）は、均等割が9割軽減されます。

● 減免

災害などの特別な事情により保険料を納められないときは、納期限の7日前までに申請すると、保険料が減免される場合があります。

● 口座振替をお勧めします

国保税や保険料の支払いは、口座振替が便利です。希望する人は、金融機関に通帳、届け出印、納税（入）通知書を用意して申し込んでください。

国保で口座振替をしていた人が後期高齢者医療保険に加入した場合は、新たに口座振替の申し込みが必要です。また、後期高齢者医療保険料の納付を特別徴収から口座振替に切り替える場合、金融機関での申し込みを行い「納付方法変更届」を市役所国民健康保険課へ提出してください。

● 年金天引きの開始月

国保税や保険料が年金から天引きを行う特別徴収の人は、世帯の状況などにより開始時期が8月から10月になる場合があります。詳しくは通知書で確認してください。

国保税の税率と金額

医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分(40~64歳)	
所得割税率	8.00%	所得割税率	2.00%	所得割税率	1.86%
被保険者均等割額	2万5,200円	被保険者均等割額	7,200円	被保険者均等割額	1万2,960円
世帯別平等割額	2万8,800円	課税限度額	16万円	課税限度額	14万円
課税限度額	51万円				

◎課税限度額が変更…後期高齢者支援金分が14万円から16万円に、介護納付金分が12万円から14万円に変更になります。税率は昨年度と変わりません。

母子・父子家庭など

福祉医療費受給資格者証が更新に



問い合わせは
 国民健康保険課
 ☎027-898-6253

医療機関の窓口で保険証とともに提示すると、医療費の自己負担分が無料になる福祉医療費受給資格者証。母子・父子家庭などの受給資格者証の有効期限は7月31日(木)までです。対象者には、更新手続き後、7月下旬に新しい受給資格者証を郵送します。

今回の対象者

母子・父子家庭（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもと母か父）と、父母のいない子どもは更新手続きが必要です。なお、重度心身障害者や高齢重度障害者、子ども医療は、今回更新はありません。

資格や住所の変更も届出を

住所や氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、14日

以内に届け出てください。また、婚姻や転出などで受給資格がなくなつたときも、届け出が必要です。

新たな対象者は申請を

福祉医療費支給制度の申請は、市役所国民健康保険課か、大胡・宮城・粕川・富士見支所で。対象者と申請に必要な物は、左表のとおりです。詳しくは問い合わせください。また、県内から転入し、前住所地でも福祉医療費を受けていた人は、前住所地の福祉医療費受給資格者証交付状況証明書も必要です。

福祉医療支給制度の申請に必要な物一覧

対象	用意する物
満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども	保険証
重度心身障害者・高齢重度障害者	①身障手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、年金証書(障害年金1級)、特別児童扶養手当(1級)、IQ35以下を証明する書類のいずれか ②保険証
旧所得税非課税の母子・父子家庭など(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子と母か父、父母のいない子)	母か父の所得税課税状況を証明する書類など、本市に本籍がない人は戸籍謄本、保険証